

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第1条関係

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章及び第2章 ー略ー	第1章及び第2章 ー略ー
<u>第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設</u> <u>(第37条ー第47条)</u>	<u>第3章 ユニット型指定介護療養型医療施設</u> <u>(第37条ー第47条)</u>
附則	附則
(従業者)	(従業者)
第3条 条例第3条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第3条 条例第3条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)及び(2) ー略ー	(1)及び(2) ー略ー
<u>(3) 栄養士 療養病床を有する病院として必要とされる数以上</u>	(削る)
<u>(4)～(7) ー略ー</u>	<u>(3)～(6) ー略ー</u>
(8) ー略ー	<u>(7) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u>
2 ー略ー	(8) ー略ー
3 条例第3条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	3 条例第3条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)及び(2) ー略ー	(1)及び(2) ー略ー
<u>(3) 栄養士 医療法上必要とされる数以上</u>	(削る)
<u>(4)～(7) ー略ー</u>	<u>(3)～(6) ー略ー</u>
(8) ー略ー	<u>(7) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u>
4～8 ー略ー	(8) ー略ー
9 <u>第3項第6号の作業療法士及び同項第7号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。</u>	9 <u>第3項第5号の作業療法士及び同項第6号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。</u>
(身体的拘束等の適正化のための措置)	(身体的拘束等の適正化のための措置)
第14条の2 ー略ー	第14条の2 ー略ー
(施設サービス計画の作成)	2 <u>前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</u>
	(施設サービス計画の作成)

第15条 一略一
2～6 一略一

7～11 一略一

12 第2項から第8項までの規定は、第9項の施設サービス計画の変更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第24条 計画担当介護支援専門員は、第15条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 第34条第2項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第26条 一略一

2 一略一

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第15条 一略一
2～6 一略一

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。

8～12 一略一

13 第2項から第9項までの規定は、第10項の施設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第17条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第17条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第24条 計画担当介護支援専門員は、第15条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 第34条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第26条 一略一

2 一略一

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第28条 一略一

第28条 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(掲示)

(掲示)

第30条 一略一

第30条 一略一

2 指定介護療養型医療施設は、第7条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 条例第15条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1)及び(3) 一略一

(1)及び(3) 一略一

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

3及び4 一略一

2及び3 一略一

(虐待の防止)

第34条の2 条例第15条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待

の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職
員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待
の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介
護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のため
の研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するた
めの担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活
用して開催することができる。

(記録)

第36条 条例第16条第2項の規則で定める記録
は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 第34条第3項の規定による事故の状況及
び事故に際して採った処置についての記録
(設備)

第37条 条例第18条第1項に規定する設備その
他のユニット型指定介護療養型医療施設の設備の
基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各
号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応
じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属する
ものとし、当該ユニットの共同生活室に近
接して一体的に設けること。ただし、一の
ユニットの入院患者の定員は、原則として
おおむね10人以下とし、15人を超えないも
のとする。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メー
トル以上とすること。ただし、(イ)ただし
書の場合にあっては、21.3平方メートル
以上とすること。

(記録)

第36条 条例第16条第2項の規則で定める記録
は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 第34条第2項の規定による事故の状況及
び事故に際して採った処置についての記録
(設備)

第37条 条例第18条第1項に規定する設備その
他のユニット型指定介護療養型医療施設の設備の
基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各
号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応
じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属する
ものとし、当該ユニットの共同生活室に近
接して一体的に設けること。ただし、一の
ユニットの入院患者の定員は、おおむね10
人以下としなければならない。

(ハ) 一の病室の床面積等は、次のとおりと
すること。

a 10.65平方メートル以上とすること。た
だし、(イ)ただし書の場合にあっては、
21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したも
のについては、入院患者同士の視線の遮
断の確保を前提にした上で、病室を隔て
る壁について、天井との間に一定の隙間
が生じていても差し支えないこと。

- (二) 一略一
- ロ～ニ 一略一
- (2)～(4) 一略一
- 2～4 一略一

第38条 条例第19条第1項に規定する設備その他のユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ハ) 一の病室の床面積等は、次のとおりとすること。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

- (二) 一略一
- ロ～ニ 一略一
- (2)～(4) 一略一
- 2～4 一略一

第39条 条例第20条第1項に規定する設備その他のユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一の

- (二) 一略一
- ロ～ニ 一略一
- (2)～(4) 一略一
- 2～4 一略一

第38条 条例第19条第1項に規定する設備その他のユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

- (二) 一略一
- ロ～ニ 一略一
- (2)～(4) 一略一
- 2～4 一略一

第39条 条例第20条第1項に規定する設備その他のユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一の

ユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ハ) 一の病室の床面積等は、次のとおりとすること。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(ニ) 一略一

ロ～ニ 一略一

(2)～(4) 一略一

2及び3 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第40条の2 一略一

(勤務体制の確保等)

第45条 一略一

2及び3 一略一

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

ユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(ニ) 一略一

ロ～ニ 一略一

(2)～(4) 一略一

2及び3 一略一

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第40条の2 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(勤務体制の確保等)

第45条 一略一

2及び3 一略一

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第3条、第7条から第12条まで、第14条から第17条まで、第21条から第24条まで及び第28条から第36条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項第1号中「第10条」とあるのは「第22条」と、第36条第3号中「第9条第5項」とあるのは「第21条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 一略一
- 2 この規則は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。
(経過措置)
- 3 一略一
- 4 第3条(第47条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、当分の

第47条 第3条、第7条から第12条まで、第14条から第17条の3まで、第21条から第24条まで、第26条の2及び第28条から第36条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項第1号中「第10条」とあるのは「第22条」と、第36条第3号中「第9条第5項」とあるのは「第21条第7項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第48条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

附 則

- 1 一略一
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
(経過措置)
- 3 一略一
- 4 第3条(第47条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、当分の

間、第3条第3項第4号口中「1以上」とあるのは「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」と、同項第5号中「6」とあるのは「8」とする。

5 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）について第3条の規定を適用する場合には、当分の間、同条第3項第6号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第9項中「第3項第6号の作業療法士及び同項第7号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第7号の精神保健福祉士」とする。

6～9 一略一

10 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設について、第3条の規定を適用する場合には、平成36年3月31日までの間は、同条第1項第4号中「6」とあるのは「8」と、同項第5号中「6」とあるのは「4」とする。

11 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成36年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 栄養士 医療法上必要とされる数以上

(4)～(7) 一略一

間、第3条第3項第3号口中「1以上」とあるのは「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」と、同項第4号中「6」とあるのは「8」とする。

5 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）について第3条の規定を適用する場合には、当分の間、同条第3項第5号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第9項中「第3項第5号の作業療法士及び同項第6号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第6号の精神保健福祉士」とする。

6～9 一略一

10 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設について、第3条の規定を適用する場合には、令和6年3月31日までの間は、同条第1項第3号中「6」とあるのは「8」と、同項第4号中「6」とあるのは「4」とする。

11 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和6年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

(削る)

(3)～(6) 一略一

(7) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患

療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

(8) 一略一

(8) 一略一

12 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、第4条及び第37条の規定を適用する場合には、平成36年3月31日までの間は、第4条第1項第3号及び第37条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

13 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、第6条の規定を適用する場合には、平成36年3月31日までの間は、同条第1項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

14 一略一

14 一略一

15 平成17年9月30日以前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、第3章（第37条第1項第1号イ（ハ）及び同号ロ（ロ）、第38条第1項第1号イ（ハ）及び同号ロ（ロ）を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、第37条第1項第1号イ（ハ）、第38条第1項第1号イ（ハ）又は第39条第1項第1号イ（ハ）の規定を適用する場合には、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし、（イ）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」とする。

（削る。）

16 平成17年9月30日以前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であって、第3章に規定する基準を満たすものについて、第37条第1項

15 平成17年9月30日以前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、第3章（第37条第1

第1号ロ(ロ)、第38条第1項第1号ロ(ロ)又は第39条第1項第1号ロ(ロ)の規定を適用する場合には、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

17 一略一

項第1号イ(ハ)及びロ(ロ)、第38条第1項第1号イ(ハ)及びロ(ロ)並びに第39条第1項第1号イ(ハ)及びロ(ロ)を除く。)に規定する基準を満たすものについて、第37条第1項第1号ロ(ロ)、第38条第1項第1号ロ(ロ)又は第39条第1項第1号ロ(ロ)の規定を適用する場合には、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

16 一略一

17 条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第10条及び第22条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

18 条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第12条第2項(条例第23条において準用する場合を含む。)の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

19 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第15条第1項(条例第23条において準用する場合を含む。)の規則で定める担当者は、第34条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

第2条関係

現 行	改 正 案
(運営規程)	(運営規程)
第25条 条例第10条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) 一略一 (7) 一略一 (衛生管理等)	第25条 条例第10条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) 一略一 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 一略一 (衛生管理等)
第28条 条例第12条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 一略一 (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための <u>研修</u> を定期的実施すること。 (4) 一略一	第28条 条例第12条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 一略一 (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための <u>研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u> を定期的実施すること。 (4) 一略一
2 一略一	2 一略一

(運営規程)

第44条 条例第22条の規則で定める重要事項は、
次のとおりとする。

(1)～(7) ー略ー

(8) ー略ー

(運営規程)

第44条 条例第22条の規則で定める重要事項は、
次のとおりとする。

(1)～(7) ー略ー

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) ー略ー